

ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務委託仕様書

1 委託業務名称

ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務委託

2 委託業務の目的・概要

本業務は、ケアプランデータ連携システムを活用することで、複数の介護事業所における生産性向上の取組の推進を図るとともに、業務改善の成果をあげる市内モデル地域を構築することによって、周辺の介護事業所への業務効率化・生産性向上の取組が好事例の横展開として伝播されていくことを目的として、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対するケアプランデータ連携システムの導入支援のほか、ヒアリング調査や業務報告書作成などの各種業務を実施するもの。

3 委託業務履行期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日まで

4 履行場所

藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所介護保険課及び市内対象介護サービス事業所 ほか

5 事業実施の対象（予定）

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所の事業所グループ。

直接介入し、ケアプランデータ連携システムの導入支援をする事業所数としては、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所含めて14事業所程度とする。また、ケアプランデータ連携システムの導入及び活用に関する問い合わせ対応事業所数は、最大で100事業所程度を想定している。

6 委託業務内容

受託者は、委託者と協議のうえ、次に記載する業務及びそれらに付随する業務を行うものとする。

（1）説明会及び研修会の開催

参加を希望する市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対して本事業の目的、他事例の導入効果、事業計画等の説明会を開催すること。また、ケアプランデータ連携システムの活用に係る研修を開催すること。

なお、説明会と研修は同時に開催することも可とする。また、対面、オンラ

インどちらの開催方法でも可とする。対面の場合は委託者と協議のうえ、会場等は藤沢市役所庁舎内会議室等を利用する際は委託者が用意する。

(2) ケアプランデータ連携システム導入支援

ケアプランデータ連携システムの導入支援については、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に直接的に介入することとし、システム導入の完了まで支援を行うこと。また、システム導入にあたっては、必要に応じてケアプランデータ連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

システム導入支援の方法については、対面・非対面のどちらでも可とし、システム導入支援に必要な資料等は、既存資料の活用でも可とする。

(3) ケアプランデータ連携システム活用支援（問い合わせ対応等）

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所がケアプランデータ連携システムを活用する際、必要に応じて問い合わせ対応等の支援を行うこと。

なお、システム活用に係る支援（問い合わせ対応等）の方法については、対面以外の方法で行うことも可とする。

(4) ヒアリング及びタイムスタディ等調査

受託者は本業務における分析や効果の報告のため、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所へのヒアリング調査やタイムスタディ等の調査を実施すること。なお、調査についてはケアプランデータ連携システムの導入前後にて行い、システムを活用したことによる効果を具体的に測れるよう対応すること。

(5) 業務報告書及び横展開資料の作成

受託者は、実施した業務について、その実施内容等を記載した業務報告書を作成すること。また、タイムスタディ等調査結果やシステムを導入・活用したことによる好事例などを基に、より多くの市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対して、システム導入を促すための周知に活用できる、分かりやすい事例集を作成すること。

(6) 共通事項

受託者は、各業務で使用した資料や作成した業務報告書等を、成果物として委託者へ納品すること。

7 成果物

本業務において納品する書類等については次のとおりとする。

- (1) 提出先は藤沢市役所福祉部介護保険課とする。
- (2) 提出部数は次のとおりとする。
 - ア 電子情報 : CD-R 1部
 - イ 業務報告書紙面 : 2部 (本業務で使用・作成した資料すべてを含む書類を整理して添付すること)
 - ウ 横展開資料 : 30部
- (3) データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形 (PDF) についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式 (MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等、バージョンは Office2019 で取扱うことができるものとする。) で原稿及びその添付図 (グラフ・図形等)、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体 (CD-R 等) に格納するものとする。
- (4) 本契約において納入される成果品の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、委託者に帰属するものとする。なお、受託者は、成果品 (著作権の帰属にかかわらず。以下同じ。) につき、委託者に対し、著作権法第 18 条から第 20 条までの著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品について、横展開における好事例等として、委託者がこれを利用し、提示若しくは提示を受け、内容を公表し、業務の目的と態様に応じて内容を改変することに係る一切については、各当事者は、いずれも受託者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払いを要せずに行うことができるものとする。

8 実施体制

- (1) 受託者は、委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。
- (2) 業務場所は特定の場所を定めない。業務を実施するにあたり合理的と判断される場所を委託者、受託者協議のうえ定め、円滑な業務実施に努めるものとする。なお、業務場所の確保にあたり藤沢市役所庁舎内会議室以外の会場借料等の費用が発生した場合は、これにかかる一切の費用を受託者が負担すること。

9 留意事項その他

- (1) 各居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入にあたり、必要となる機器等やライセンス料の費用

など、これにかかる一切の費用については受託者の負担は発生しない。

- (2) 委託者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (3) 受託者は、業務の全部を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、一部かつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、障がい者雇用を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がい者雇用を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。
- (5) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (6) 本業務を遂行するにあたって必要な事項や本仕様書に明記していない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合については、委託者及び受託者協議の上決定する。
- (7) 契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

以 上
(以下余白)